



我孫子市水道局告示第9号

令和6年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）第7条第3項の規定により告示する。

令和5年11月21日

我孫子市水道事業管理者  
水道局長 古谷 靖

我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額

労務報酬下限額	1,026円（1時間当たり）
---------	----------------